

# 国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁からのヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 12 月 19 日 (木) 11:00~12:00
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

### <関係省庁>

- 笠谷 雅也 内閣官房地域活性化統合事務局企画官  
友井 泰範 内閣官房地域活性化統合事務局参事官補佐

### <事務局>

- 川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局長  
福島 直樹 内閣府地域活性化推進室次長  
福浦 裕介 内閣府地域活性化推進室次長  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 国家戦略特別区域法施行令の規定予定事項について
- 3 閉会

---

○藤原参事官 それでは、少し時間も押してしまいましたが、「国家戦略特区ワーキンググループ関係各省からのヒアリング」ということで始めさせていただきます。

本日、八田座長ほか原委員にも御参加いただいております。

今日は、スケジュールに変更がございましたけれども、二つのテーマということで、これは13日のワーキンググループの際にも申し上げましたが、法律が13日付で施行しておりますが、本格的なと言いますか、事業に対する規制の特別措置法ですね。これは公布の日から4か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行ということになっていますので、いわゆる政省令を色々整備していかなくてはいけないわけでございますけれども、どんな政令があって、こういった形でこれから進めるか。そのあたりを私どもの担当のリーガル班の笠谷企画官から御説明いただきまして、先生方からコメントを頂戴したい。

まだ少し時間的余裕はあるのですけれども、法制局のスケジュールの関係などもあって、各省が自主的に作っている政令なども今、集めつつございますので、そのあたりは必要なものは、今日の道路局もそうですけれども、見ていただく。最終的にはこの政令文はパブリックコメントをかけるのですね。

○笠谷企画官 そうです。

○藤原参事官 ということになりますので、その前には、ワーキンググループの先生方には見ていただくといった形で進めていきたいと思っております。

それでは、資料に基づきまして、笠谷企画官から。それから、資料については少なくとも非公表ということで関係省庁からの要望もございましたので、委員限りにさせていただきます、この右側の「趣旨・内容」というのはまだ法制局が審査中だったりするものですから、これは非公表にさせていただきます。

今日の議事自体は、このセッションは公開という形でよろしいですか。

それを前提に。後で委員の方々にもチェックしていただきますけれども、そういう形で進めさせていただければと思っております。

○八田座長 こちらはいいのですけれども、資料が公開できないのでしょうか。

○藤原参事官 資料は左側はできるのですか。

○笠谷企画官 この「規定内容（案）」というところだけ抜いた形で、その他の部分は法律と規定の趣旨ですので公開可能です。

○藤原参事官 では、資料と議事録を含めて、一部、そこは非公開の扱いということにさせていただきます。

では、よろしく申し上げます。

○笠谷企画官 国家戦略特区法は12月7日に成立して、12月13日に公布されました。

法律の施行につきましては、段階的に施行することになっております。総則や、基本方針、諮問会議に係る規定につきましては公布即施行ということでございます。一方で、区域計画の認定等に係る第3章や、規制の特例措置等に係る第4章など、実際の中身に関わってくるような部分につきましては、政省令等の整備の必要もございますので、公布から4か月以内で政令で定める日に施行となっております。

このため、政令の中でも諮問会議令でございますとか、内閣府本府組織令の一部改正といったものにつきましては、法律の公布・施行に合わせまして既に12月13日に公布・施行しておりますが、この第3章、第4章に関わる政省令につきましては、おそらく審査等は年が明けてからになると思うのですけれども、今後行って、パブリックコメントの手続も踏みまして、定めていくこととなります。

作るものとしましては、国家戦略特区法の施行令、施行規則のほか、各法律の特例の中で各省が所管する省令に委任している部分がありますので、国土交通省令、厚生労働省令、それぞれ必要な省令を整備していただくということになります。

これは今後ヒアリングで聞いていただくことになるとは思いますが、10月18日の決定で定

まっているもののうち、今回法律には法律レベルの特例を定めておりますが、省令ですか、告示、通達といったもので措置するような特例がございます。省令レベルの特例になりますと、各省と内閣府との共同省令という形で定めさせていただきますので、そういったものを今後整備していく必要があるということになっております。

本日は、法律レベルの特例の中で政令に委任している事項があり、それは国家戦略特区法の施行令の中で措置していく必要がありますので、私からは、その規定の予定事項について、お配りしている資料に沿って、全体概要を説明させていただきたいと思っております。

この中でも、道路法の特例と旅館業法の特例に係る規定は、実際の規制の特例の中身に関わってくると思いますので、これらについては、道路法はこの後の時間で、旅館業法も後日、担当の部局から御説明いただくことにしています。

それでは、「国家戦略特別区域法施行令の規定予定事項について」という紙に横表がありますので、これに沿って説明させていただきたいと思っております。

資料の取扱いについて、「規定内容（案）」となっている部分は、各省庁の内部検討段階でまだ審査にも至っていないような段階のもので、非公表（委員限り）という扱いにさせていただいて、それ以外を公表させていただくということで行いたいと考えております。

○藤原参事官 すみません。1点だけ補足します。

先ほどお話のあった、既に施行している政令の諮問会議令とか内閣府本府組織令ですが、その辺のところを参考までに後でお配りしますので、よろしくお願ひします。

○笠谷企画官 分かりました。

○藤原参事官 では、お願ひします。

○笠谷企画官 それでは、上から順に説明させていただきたいと思ひます。

まず最初は、第3章の関係でございまして、計画の認定等の部分でございまして、まず、第7条第2項でございまして、第7条は、各特区ごとに置かれます国家戦略特別区域会議についての規定でございまして、国家戦略特区会議につきましても、必須の構成員が、国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、民間事業者ということになります。前2者のほうは改めて選定する必要はないのですが、民間事業者につきましても、どなたに入っているかが問題になってくるところであります。そのため、公募その他の政令で定める方法により選定するという規定を置いておひます。

このため、今回特定事業を実施すると見込まれる民間事業者の中から、国家戦略特区会議の構成員となる者を選定する方法について、政令で定める必要があるということでございます。

規定の内容につきましても、事務局のほうで今後詳細を詰めてさせていただきたいと思ひまして、政令でどの程度詳細なことまで規定しなければいけないのかとか、公募以外の方法としてどんなものか考えられるのかということについて詰めていきたいと思ひて

おります。

それから、第10条の第6項です。第10条は構造改革特別区域法の特定事業に係る規定ですが、これにつきましては、衆議院の審議の過程におきまして議員修正で追加されたものでございます。先の通常国会で総合特別区域法の改正を行いましたときに、同様の議員修正がありまして、構造改革特別区域法で認められている規制の特例については、これを総合特区の計画に書けば総合特区でも使えるようにするという改正でしたが、同様の趣旨でございまして、構造改革特区法で認められている特例については、別途、構造改革特区の計画を認定しなくても、国家戦略特区計画の中で位置付ければ、これを活用できるようにする特例でございまして。

その際、国家戦略特区法や構造改革特区法の規定を見なして適用するような形になりますので、適宜、技術的な読替えが必要になります。基本的には法律の第10条の中で読替え規定を置いているのですが、その他に必要な読替えについては政令で定めることになっております。

法律レベルの読替えについては、基本的には第10条の中で規定しているのですが、構造改革特区の施行令の中には政令レベルでの特例が定まっておりますので、これについて、法律で定めたのと同様の技術的な読替えを第10条第6項の委任に基づきまして措置する予定で、これは非常に技術的なものでございます。

以上が、第3章関係でございまして。

1枚おめくりいただきまして、以下は第4章の各特例に関する中身でございまして。第13条の第1項が旅館業法の特例でございまして。「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」と名付けておりますが、こういった一定の要件を満たす事業につきましては、旅館業法の適用除外にするという趣旨でございまして。

この要件ですけれども、左側の欄に書いてありますが、一応読み上げますと、「国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する事業」というように定義されておりますので、この適用対象そのものの中身は政令で定める形になってございまして。これにつきましては、24日に、厚生労働省から直接御説明がある予定です。

1枚おめくりいただきまして、次は医療法の特例でございまして。これは基準病床数についての特例になります。

対象となる事業は「国家戦略特別区域高度医療提供事業」で、「国家戦略特別区域において、世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供する事業」と定義されています。これを定めた区域計画について認定を受けた場合には、病床数については追加を認めるということです。どの際に認めるかと言うと、病院の開設の許可の申請ですとか、その他の政令で定める申請の際に、基準病床数の上乗せを認める

こととなりますが、病院の開設の許可の申請以外にどのような申請が対象となるかについて定めるものでございまして、基本的にはこういった基準病床数が問題となるような申請については、全て列挙して定めるということでございます。

4 ページ目、5 ページ目が道路法の特例の第17条第1項でございます。2 ページに分かれています。政令委任事項が二つございます。道路法の中では、道路というのは基本的に一般公衆の通行の用に供するものなので、占用して施設の設置を認めるというのは限定的にするという考え方の中で、無余地要件と言って、他の土地に施設を置ける場合にはそちらに置いてください、余地がない場合に道路の占用を認めますというのが原則ですが、それについて、今回緩和するというところでございます。

その対象となる施設につきましては、「国家戦略道路占用事業」として、「道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置」、これについて認めるということでございますので、対象となる施設をこちらの政令で定めることになっております。

こちらは、本日、この後の時間でヒアリングがございました。

もう一枚めくっていただきまして、5 ページ目の第17条第1項の第2号のところでございます。その特例を認める際の基準が最後のほうに書いてありますが、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて許可を与えることができるとなっております。そのうちの第2号のほうの要件で、「その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準」につきまして政令で定めるということで、こちら本日ヒアリングを行いますので、説明は省略させていただきます。

6 ページ目、7 ページ目が、都市計画などのいわゆるワンストップの関係の特例でございます。

まず、第20条第3項は土地区画整理法の特例でございます。区域計画に「国家戦略土地区画整理事業」を定めた際には、区域計画認可をもって土地区画整理事業の認可があったと認めるというワンストップの規定でございますが、その際に、土地区画整理法で必要とされているような、事業計画等を公衆の縦覧に供して意見書を出せるようにするといったような手続につきまして、国家戦略特区会議が一連の区域計画を定める手続の中でやることになるわけですが、その際に、縦覧のやり方について「政令で定めるところにより」定めることになっております。

第23条第1項は都市計画法の特例でございます。都市計画事業を定めた際に、都市計画事業の認可または承認と見なすという規定でございます。「政令で定めるところにより」と書いてありますが、法律の中では都市計画事業の実施主体ごとに都市計画法の第59条の第1項から第4項で認可や承認がそれぞれ定められていますので、それぞれどれに対応するのかということをお政令で規定するというところで、区域計画の内容と、見なされる認可

又は承認との対応関係を定めるということになります。

最後は7ページ目でございます。これは都市再開発法の特例でございまして、先ほどの第20条第3項の土地区画整理法の特例と全く同じような規定です。市街地再開発事業を区域計画に定めた際に、これが認可されると市街地再開発事業の認可と見なされるのですが、その際、都市再開発法で求められている縦覧、意見を聞くといった手続をこの国家戦略特区会議で一連の手続の中で行うということになっておりまして、政令で定めるところにより縦覧を行うということでございます。

施行令の規定の予定事項につきましては、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○藤原参事官 御質問、あるいはコメントがございましたら、時間は12時まででございますので。

○原委員 政令の話というよりも、スケジュールがこの先どう進んでいくのかというのをまず理解しておきたい。

諮問会議はもう施行されて立ち上がるわけですが、基本方針、区域指定と区域方針というのは4か月後の施行との関係ではどう進んでいくと理解したらよろしいでしょうか。基本方針はすぐ作られるのでしょうか。

○笠谷企画官 基本方針の規定は既に公布即施行になっていますので、これまでの総合特区法や構造改革特区法の前例を見ると、その後大体1か月程度で基本方針を定めています。今回諮問会議との関係が出てくるので、そちらとの関係にもなると思いますが、4か月というのを待たずに基本方針は作っていくことになります。

区域指定の方は、諮問会議の進み方の中で決まってくると思うのですが、区域指定の政令につきましては、都市再生法では区域を定めるのは別の区域を定める政令というのを作っていますので、これも同じように、国家戦略特別区域を定める政令を施行令とは別途定めることになると思います。これは区域の指定がある程度固まったら、政令という形で決定して、おそらく区域方針はほぼ同時に出すといった形になるのではないかと思います。

○原委員 区域指定と区域方針は普通に考えると一緒ですか。

○笠谷企画官 そうです。法律に一緒とは書いていないのですが。

○原委員 しかし、場所だけ先に決まって、区域方針がないというのも何か変な感じがしますが。

○笠谷企画官 おそらく基本的には一緒なのではないかと思います。

○原委員 区域方針は4か月以内となっている。前に、甘利大臣が場所の指定は年末から年始と言われていたと思うのですけれども、あれは変更されたということですか。

○藤原参事官 区域方針の指定の条文の施行は4か月以内なのですか。

○笠谷企画官 実際の区域を指定しますという話と、政令で正式に決めるという話との間におそらくタイムラグがある。法制局の審査も1か月ぐらい見ないといけないでしょうし、事実上の指定と政令の指定に少しずれがあるのかもしれないという気がします。

○原委員 事実上は諮問会議なり政治の場なりで議論して、1月とかそれぐらいで決まっていくなかもしれないけれども、最終的に区域方針を定めて、それとセットで政令で区域を指定するというのは4か月以内ということですか。

○笠谷企画官 少なくとも区域方針の方はそういう形になるかと思います。

事実上のという議論は前倒しでできると思う。

○原委員 そうですね。4か月以内だから、できないわけではない。

○笠谷企画官 法律上の本当の決定というのは、施行されてからということになると思うのです。

○原委員 分かりました。

○八田座長 法律的に決まったら、即施行ということになるのですか。

○笠谷企画官 パブリックコメントを1か月やらなければいけないとか、法制局が次期常会の法律の審査の間を縫って受けなければならないこととなるので、若干の時間がかかると思っているが、ここは決まっていないです。一応4か月以内というのは、4月1日の新年度から施行できるようにしましょうというのを念頭に置いているかと思います。

○原委員 通例だと、本当にぎりぎりのところで期間が設定されると思うのですけれども。

○笠谷企画官 一応4月1日施行を念頭に置いているということですか。

○原委員 それは、実際上は政令の準備は1月とかで、通常国会が始まる前に相当程度済んでしまうとしても、施行日はその時期になるということでしょうか。

○笠谷企画官 そこは審査のスケジュールとの関係がありますけれども、4月1日施行ぐらいなのかと考えています。

○原委員 それは早めるとまずい要因というのは何かあるのですか。

○笠谷企画官 特にはまずい要因はないのかと思います。

○原委員 基本的には政省令の準備に時間がかかるからということでしょうか。

○笠谷企画官 そうです。要は、うちだけでできないので、各省に下審査を受けてもらって、またさらにという感じになるので、各省の準備の状況もあります。あと、今後議論いただく省令レベルの特例もあります。これは法制的には必ずしもその施行の時期に合わせなければいけないということではないですが、実質的には一緒にやるということだと思うので、そういった共同省令とかの準備を全部考えると、そのぐらいかかるかと考えています。

○原委員 4月1日で施行として、まず、区域方針を定めて、その後、区域計画の認定だから、計画の認定まではまたもうちょっとかかるのですか。

○笠谷企画官 そうです。区域が定まってからそれぞれの特区ごとに特区会議を立ち上げて、そこで議論いただくことになるので、区域計画を作るまでには、特区会議での議論の時間が必要になるかと考えています。

○原委員 実際に特例措置がスタートするのは区域計画を認定してからですか。

○笠谷企画官 そうです。

○原委員 おそらく皆さん方で想定されているスケジュールで言うと、4月1日に区域方針を作って、2～3か月して計画を認定するぐらいのイメージですか。

○笠谷企画官 そこは動かしてみないと分からないところがありますけれども、おそらく最短でもそのぐらいかかるのかなという気がします。

○原委員 最初の御質問に戻ると、甘利大臣が前に、1月に場所を決めるとか言って、もっとスピーディーに動かしていくようなイメージを政治レベルは持たれているのかなという印象を持っていたものですから、それはもう政府の中では共有されていますか。

○藤原参事官 それはこれからです。大臣間でもまさにそういった認識というか、そのあたりはすぐには出ない可能性があると思います。

○八田座長 仮に1月に場所の選定が行われるとしたら、事実上の区域方針のドラフトというか概要みたいなものは諮問会議で詰めておいて、それに基づいてきちんとした法律の文書が出来ていくという感じなのですか。

○笠谷企画官 準備作業という形でやるということかと思います。

○八田座長 もう一つは、区域の選定です。これには、2段階あると思います。まず、特別区域を定める。次に、その中で特定の規制改革を実行する、より狭い小区域を定める必要がある。例えば、容積率緩和などはある特別区域の中の全ての場所ではできるわけないから、その特別区域の中の緊急整備地域にするとか、色々限定する必要があると思うのです。それは、区域計画の中で定まるわけですね。そのところは、諮問会議が当初に区域方針を決めるときにはあまり議論する必要はなく、特区会議で作っていただいた案を最終的には特区諮問会議で承認する、そういうことなのですね。

○笠谷企画官 区域方針でどのぐらいの中身を定めるかというのは今後の議論だと思うのですが、基本的には区域計画に対する青写真的なものだと思います。あと、先ほどお話のあった容積率のところについては、まさに区域計画の中身として、特区のうちのどこでやるというのを書くことになっています。

○八田座長 それは区域方針の中で書くこともあり得るということですか。計画ですよ。

○笠谷企画官 いや、そこはちょっと分からないですけども、区域方針にそこまで詳しくは書かないのかと想定しています。

○藤原参事官 そのあたりは、もちろん諮問会議の中でそういった論点を是非クリアしていただきたいと思います。

原さんがおっしゃっていたあれなのですね。ですから、特区会議が開かれて、計画がいつ認定プロセスに入っていくかというのが実は重要な論点で、これはまさに会議で、とりあえず今ある規制改革のメニューで言えば、今ある事業を今ある規制改革メニューでやろうという話がすぐまとまるような話であれば、そのまますぐ、かなり近い形で認定できるわけです。

ところが、そこで更なる規制の追加、特例措置などが必要な場合に、特区会議で2段階やる場合もあるだろうし、最初に計画を出すまでに議論をして、新たな追加項目を持って、



そうすると、新しい規制改革の項目などもあるから諮問会議で議論しないといけないという話になったり、会議のやり方によっても変わってくると思うのです。その最初の認定プロセスにいつ入っていくのか。このあたりは、多分スタンダードのルールを作るのか、あるいは基本的に特区会議に任せていくのか。このあたりも色々な議論があると思います。

○八田座長 今のお話で、新しい規制が必要な場合というのはあるけれども、既に出来上がった規制の中での組合せも、実際の事業は最初から目途が立って、区域計画に乗せたいというものと、後で考えてみたら、ファイナンスできるというのがあると思うのですが、そういうものはどんどん追加していけるのですか。

○藤原参事官 法律上はできます。要するに、全部が固まった事業でないと計画が認定プロセスに入れないなどと言うと、逆に機能しないですから。とりあえず熟したもので、どこかのタイミングで認定のプロセスに入っていただくというのは当然だと思うのです。

○八田座長 そうですね。その後、また追加をしていく度に諮問会議で承認していく。

○藤原参事官 新しい話が入ってくればですね。

○八田座長 それがあるわけですね。区域計画というのは、定めてしまったら永遠に変えないというものではなくて、結構フレキシブルだと考えていいのですか。基本的な固定的な部分があれば、具体的な事業はどんどん追加していてもいいように思う。しかし、基本的な計画の精神みたいなものはそう簡単に変えないほうがいい。そういう二つの側面があるような気がするのです。

○藤原参事官 これはまさに運用そのものの問題なので、どういう形で運用するか、そのあたりをどこまで諮問会議の方でルールを作っていたかという話になると思うのです。

○笠谷企画官 法律上からは、区域方針である程度枠を固めておいて、その中で区域計画を定める。総合特区などもそうですが、特例の追加等があれば、特区計画の変更はしていますので、同じような形なのかと思っています。

○八田座長 ということは、ちょっとくどいけれども、区域方針の中で、地区や何かも最初に決めることもあり得て、それを反映した区域計画を最初に出すけれども、後で区域計画はどんどん変わっていく。要するに、区域方針が出発点みたいなものだと考えてもいいということですね。

○笠谷企画官 区域方針をどこまで細かく書くか、細かく書くと、今度は区域方針もまた逐一変えなければいけないという話になってくると思うので、そこら辺は兼ね合いかと思っています。

○八田座長 分かりました。

では、後で変えたくないようなところを区域方針にしておく。

○原委員 政令そのものは割とテクニカルなところですね。

○笠谷企画官 むしろ中身の話は各省から説明していただくので、テクニカルなところを説明させていただきました。

○八田座長 最初におっしゃっていた7条2項は、民間の事業者をどう選ぶかということ

でしたけれども、ずっと昔のドラフトで見たときは、首相が選定するということでしたが、あの文章はもう消えたのですか。

○笠谷企画官 この辺は色々と議論があったところで、結局、民間の事業者を選ぶというのは、勝手に選ぶというのではなくて、少なくともなりたいという人が手を挙げられるような仕組みが必要だということになりました。

○八田座長 その後で手を挙げた中から選ぶのは、首相が選ぶという形を取っているのですか。

○笠谷企画官 これは今でもそうです。内閣総理大臣が選定した者を加えるということになっています。

○八田座長 これは7条2項で。

○笠谷企画官 内閣総理大臣が最終的には選定するのですけれども、その際に勝手に選定するのではなくて、選定するということは公にしてやるということです。

○八田座長 分かりました。

ただし、これが民間の事業者そのものなのか、それとも事業者の団体なのか。

○笠谷企画官 特定事業を実施する者なので、基本的にはまさに事業を実施する事業者です。

○八田座長 団体ではない。そうすると、色々な事業者が入り得るわけですね。

○笠谷企画官 そうです。そこをどう選定するかということがあまり類例のない規定でもあるので、今、検討しています。

○八田座長 事業そのものをする人だと、新たな事業が出てきたときに追加しなければいけなくなってしまう。しかし、事業そのものをする人は、新たな人などは入れたくないと思う。それは難しいです。団体とかだったら、そこら辺は割とうまく行くだろうけれども、必要だったら追加して公募できるようにしておかないと、一遍決まったらそれでもう固定というのでは困ります。ここに関する政令は今、考えているのですか。

○笠谷企画官 今、事務局の中で議論をしています。

○八田座長 そこで、その事業者は、最初に決まった者が既得権を發揮できるようにしてしまつたらまずいと思います。

○原委員 特定の業種についての団体みたいなところであれば、その代表者が出るのは可能なのですね。

○笠谷企画官 可能です。

○八田座長 その方がスムーズなのかもしれない。

○原委員 ただ、地域の同友会みたいなところとかはなかなか難しいのかもしれない。直接やられていない。

○八田座長 道路建設組合とか、そういうのだったらいいということですか。

○原委員 おそらくそうなのでしょう。

○藤原参事官 そういう個別の事業者の団体の長みたいなイメージですね。だけれども、

その3者で代表権というのは、国と自治体の長と対等に扱うそういう人といったときに、そういう人たちの中から誰を出すのかとか、そういう難しい話があると思うのです。最終的には、これは特区会議、区域会議の自治という話もあるので、政令レベルであまり書き過ぎてもいけないと思っています。

○八田座長 まず、自治を構成する人が決まってからでないといけないですね。

○藤原参事官 多分構成してから自治の世界に入る。

もちろんここはある程度スタンダードを作らなければいけないと思います。

○笠谷企画官 先ほどの地域の経済団体とか業界団体みたいなものについては、任意のメンバーとして第3項の第2号で区域計画に関して密接な関係を有する者というのは入れられます。それで、任意メンバーとして入れることは可能であります。

○八田座長 これ、いいですね。では、特定事業を実施する者は入れた上で、追加にこれを選ぶことができる。

○笠谷企画官 そうです。

○八田座長 分かりました。

○原委員 任意メンバーだと8条のところで違いが出てくるのですでしたか。

○笠谷企画官 そうです。

○原委員 8条の6項です。

○笠谷企画官 そうです。

○藤原参事官 合意主体になれない。

○笠谷企画官 そうです。

○八田座長 それから、先ほどの街路に関することですけれども、よくワンストップの許可が欲しいと言っていたのですけれども、これはワンストップとは特に関係ないのですか。要するに、今まで空地や何かがある場合しかできなかったのが、今度はできるようになるということですね。それ以上に、ワンストップというような要素はあるのでしょうか。

○友井参事官補佐 ないです。余地要件の基準の緩和です。「許可を与えることができる」なので、それとは別途で、道路法についてはワンストップではない。

○八田座長 これはエリアマネジメントと言うには、ちょっと小規模な改革をやったという意味合いですね。

他にありませんか。

○藤原参事官 1点だけ。3ページの医療のところは、病床数の増加と病床の種別の変更、種別の変更というのは増床というイメージではないのですけれども、これはそもそも認可対象になっているということで、そこを抜くための規定と考えていいわけですか。

○笠谷企画官 病院の方は、病床の種別ごとに基準病床数というのが定まっているので、種別を変更する際にもその基準病床数を見るということです。診療所の方にはこれが入っていないのですけれども、診療所の方は病床の種別は2種類しかなくて、それを合わせた形で基準病床数を見ているので、種別の変更があっても基準病床数のことは問題にならない

いということですか。

○藤原参事官 というのは、いずれにしても、本則の方でそうになっているから行うということですね。

○笠谷企画官 はい。本則の方で想定されるものは全部拾っているということです。

○藤原参事官 ありがとうございます。

○八田座長 それから、医学部の新設関係というのは政令の話ではないですか。

○笠谷企画官 政令ではないです。

○藤原参事官 告示なのですけれども、その告示を変えるかどうかで議論が色々ありますので、それは24日にまた厚生労働省を呼びます。

○八田座長 分かりました。

どうもありがとうございました。